



出産後の身体回復や育児等に不安をお持ちの産婦さんが、退院後、母子共に宿泊や通所、家庭訪問を通じ、必要な保健指導を受けることができます。

1. 対象者

村上市に住民票がある出産後1年以内の産婦さんとその赤ちゃん

※病気などで治療が必要な方や感染症の方または疑いのある方は利用ができません。

2. 保健指導の内容

①お母さんと赤ちゃんの健康管理および生活面の指導

②乳房管理

③沐浴や授乳等の育児指導など

*家事サービスはありません。

今年度から日帰り利用、助産師の訪問が可能となりました！

3. 産後ケア事業委託医療機関

施設名	住所・連絡先	利用可能な乳児の月齢	宿泊(短期入所型)	日帰り(通所型)	居宅訪問型
村上総合病院	村上市緑町5丁目8-1 電話:0254-53-2141 4階西病棟助産師まで 午前9時～午後5時 ※訪問の場合、1回90分程度	産後3か月未満	○	—	○ 市内に限る
関塚医院	新発田市中田町2-17-15 電話:0254-26-1405	産後3か月未満	○	○	—
富田産科婦人科クリニック	新発田市諏訪町1-2-15 電話:0254-22-1155	産後1か月未満	○	○	—
産後ケアハウスねんね	【木・金曜日】新発田市中曾根町 【火・水曜日】新発田市住吉町 予約や詳細は「産後ケアハウスねんね」 公式LINE: https://line.me/R/ti/p/@194ntgky	産後6か月未満	—	○	—
村上市役所保健医療課	村上市三之町1番1号 電話:0254-53-3364 平日午前9時～午後4時まで	産後3か月以降1年以内	—	—	○ 市内に限る

4. 利用者負担額

区分	利用者負担額/日・回	利用回数
宿泊型(短期入所型)	生活保護世帯 1日につき 0 円	7日まで
	その他の世帯 1日につき 2,500 円	
日帰り(通所型)	生活保護世帯 1回につき 0 円	7回まで
	その他の世帯 1回につき 1,000 円	
居宅訪問型 *村上市が実施する訪問を除く	生活保護世帯 1回につき 0 円	7回まで
	その他の世帯 1回につき 1,000 円	

例:1泊2日の場合
2,500円×2日=5,000円

※上記金額は、母親と児1人の金額となります。多胎の場合は各施設に利用料金をご確認ください。

※施設により上記以外に料金がかかる場合がありますので、各施設にご確認ください。

※利用者負担額決定のため、世帯の住民基本台帳及び、生活保護受給の有無を確認します。

5. 申込み先

利用したい方は事前に市に申請をしてください。「村上市産後ケア事業利用承認(不承認)通知書」を郵送します。



6. 利用の流れ *事前申請が必要です。

①申請	<ul style="list-style-type: none">・市へ申請書を提出してください。 *申請書は保健医療課、各支所地域振興課又は市ホームページにあります。*空室状況により、希望どおりの利用ができない場合があります。利用日時は各施設とご相談ください。
②利用決定	<ul style="list-style-type: none">・申請書の内容をもとに市保健師等が体調や育児不安の状況などについて、連絡をすることがあります。・市から産後ケア事業利用決定通知書を送付します。
③利用	<ul style="list-style-type: none">・必要物品などは各施設にお問い合わせください。・利用者負担額を各施設又は訪問した助産師に直接お支払ください。その他の実費相当額を必要とする場合は、その費用をお支払ください。・利用中は、各施設等の規則及び指示事項を遵守してください。

※遠方への里帰り等により委託医療機関で受けることができない方は、事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

村上市 保健医療課 健康サポート室 53-3364
荒川支所 地域振興課 地域福祉室 62-3104
神林支所 地域振興課 地域福祉室 66-6113
朝日支所 地域振興課 地域福祉室 72-6887
山北支所 地域振興課 地域福祉室 77-3113